

意見交換会ご説明資料

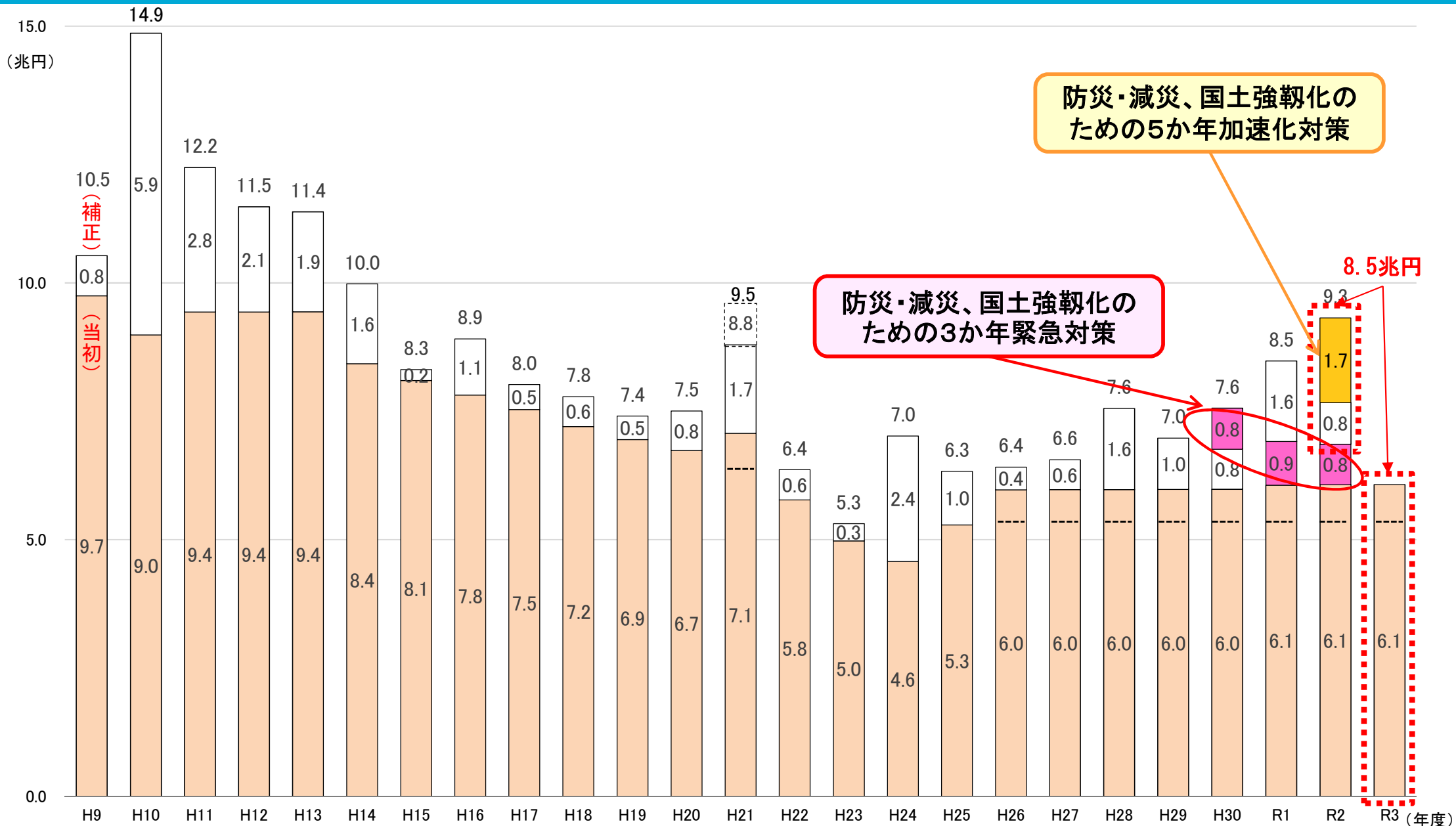
令和3年3月30日
不動産・建設経済局

1. 施工確保に関する取組

2. 技能労働者の賃金水準の引き上げ

3. 建設キャリアアップシステム

公共事業関係費(政府全体)の推移



防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

8.5兆円

※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
 ※ 平成21年度予算については、特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額(6,825億円)が一般会計計上に変更されたことによる影響額を含む。
 ※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
 ※ 平成26年度予算については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額(6,167億円)を含む。
 ※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の初年度分は、令和2年度第3次補正予算により措置する。(「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」令和2年12月11日閣議決定)

- 発注者と建設業団体との緊密な連携により、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による**公共工事の着実な実施が図られるため**、地方公共団体に対しても、総務省と連名で取組を要請
- 受注者側の受注体制の共有、入札制度の改善検討等を推進

国交省から地方公共団体に対し、発注者と建設業団体との意思疎通の緊密化、受注環境の把握、円滑な発注等を要請*

※『公共事業の円滑な施工確保について』（令和3年1月29日総務省自治行政局長・国土交通省不動産・建設経済局長通知）、
『公共工事の円滑な施工確保に向けた地方公共団体と地域の建設業団体等との意見交換の推進について（依頼）』（令和3年2月8日付国土交通省不動産・建設経済局建設課長事務連絡）

【全建の取組例】

28都県で開催(R3.3月末時点)

※令和3年2月8日、全建会長から都道府県会長あてに依頼

- 防災・減災、国土強靱化の推進、コロナ禍からの日本経済の早期回復のために公共事業の円滑な施工が必要不可欠
- 今後の公共事業の円滑な施工に向けて、都道府県等との意見交換会の早期開催など受発注者間の意思疎通の緊密化、地域の状況の集約等

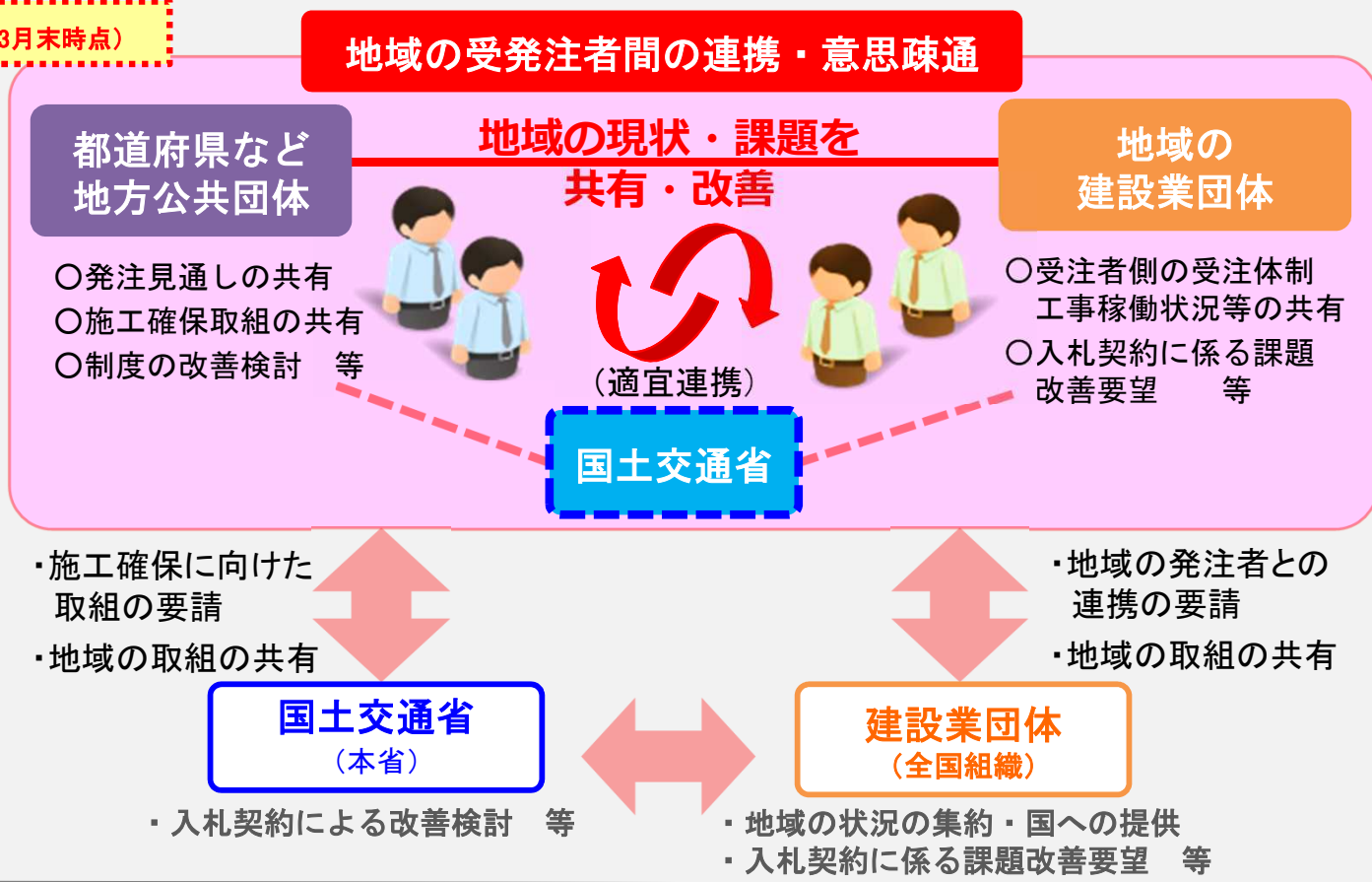
【日建連の取組例】

- 国交省の施工確保通知を受け、会長から会員各社に対して、全力で施工体制の確保を図るよう要請・周知
- 全国各地区の公共工事発注者との意見交換等を実施

【全中建の取組例】

- 全建と同様に、地方公共団体と意見交換会を開催するなど、意思疎通の緊密化の取組を実施

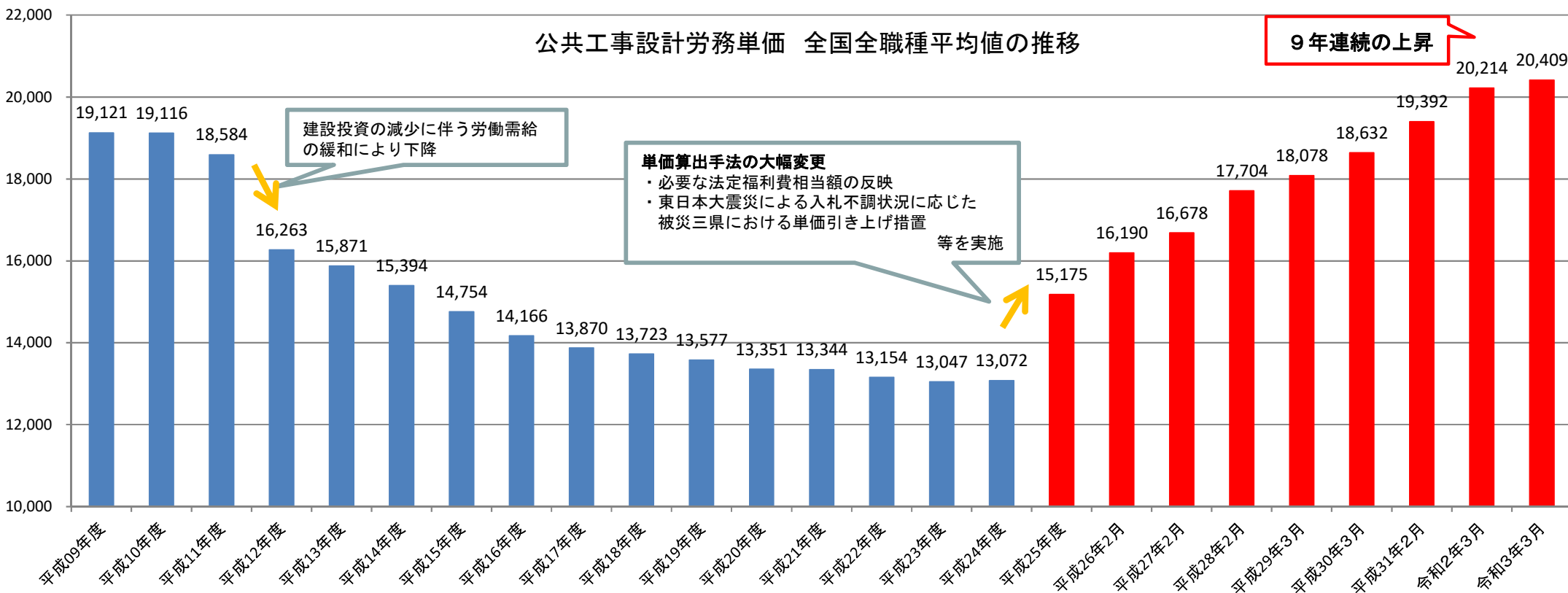
12自治体で開催(R3.3月末時点)



1. 施工確保に関する取組
2. 技能労働者の賃金水準の引き上げ
3. 建設キャリアアップシステム

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は新型コロナウイルスの影響を踏まえた特別措置を実施し**9年連続の上昇**



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出し、今年度は令和2年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	H24比
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	+53.5%
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	→ +2.9%	→ +0.6%	+69.8%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

新型コロナウイルス感染症禍における賃金実態の労務単価への反映について

現状

R2.10公共事業労務費調査の結果については、経済循環とは全く異なる新型コロナウイルス感染症の流行に起因し、**先行きの見えない異常な状況**による影響から、**一時的に賃金支払いが抑制されている可能性**。
 (民間工事における賃金支払いについても、公共事業労務費調査の対象となる賃金に影響する可能性もあることに留意。)

対応策

コロナ禍の特別措置として下記のような対応を実施。

※約4割超の単価について、据え置きの特例措置を適用

前年度を下回った単価



前年度単価に据え置き

前年度を上回った単価



新単価に改定(R3.3~)

設定イメージ

都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工
01 北海道	-500	-100	100	-300	-100
02 青森県	-300	-100	200	-200	100
03 岩手県	-300	0	200	-200	100
04 宮城県	-300	0	200	-200	100
05 秋田県	-300	-100	200	-200	100
06 山形県	-300	-100	200	-200	100
07 福島県	-300	0	200	-200	200

対前年度増減額



都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工
01 北海道	0	0	100	0	0
02 青森県	0	0	200	0	100
03 岩手県	0	0	200	0	100
04 宮城県	0	0	200	0	100
05 秋田県	0	0	200	0	100
06 山形県	0	0	200	0	100
07 福島県	0	0	200	0	200

対前年度増減額

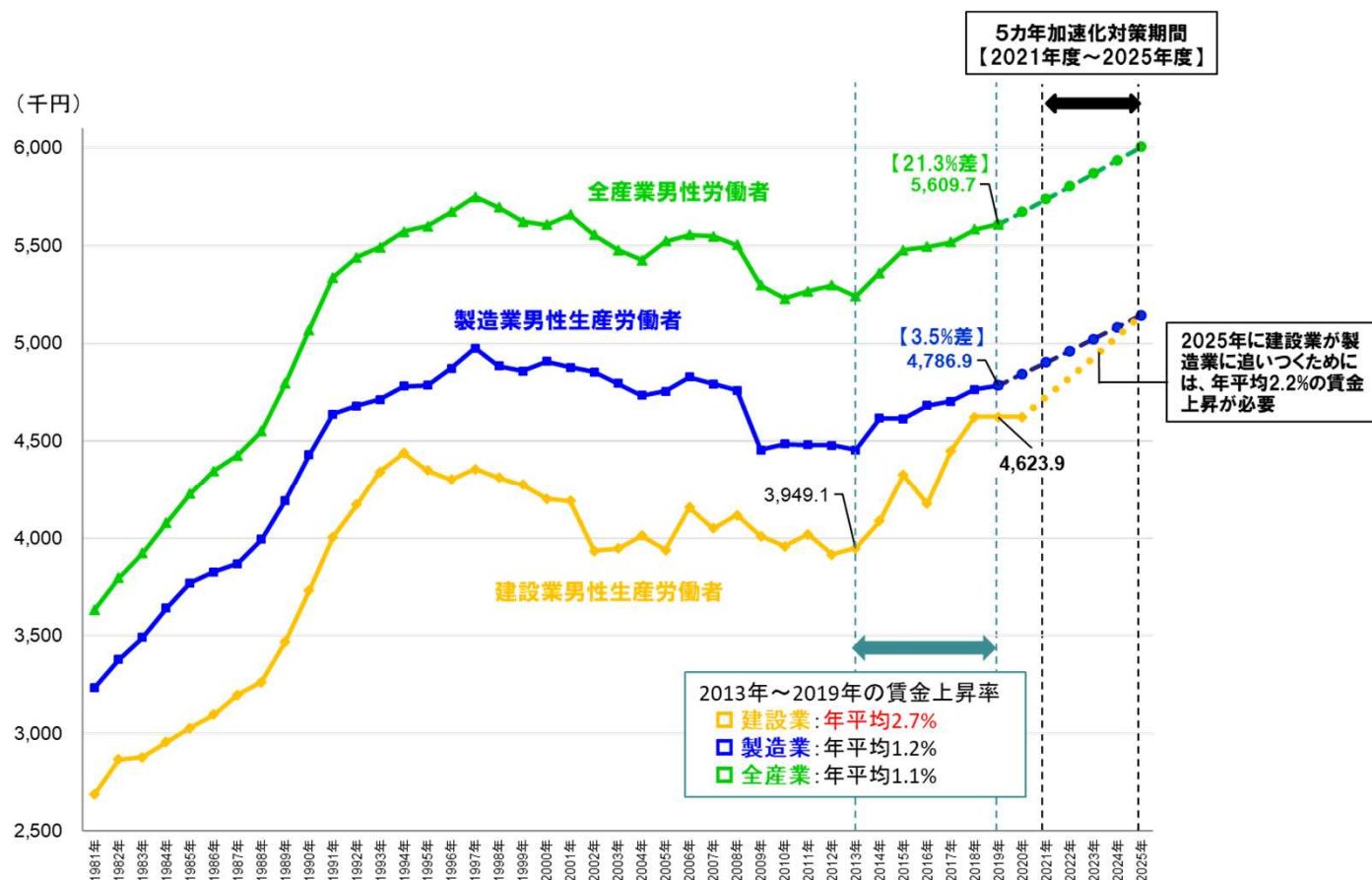
単価への影響

本措置による影響は**+0.8%**(単純平均)

技能労働者の賃金水準の引上げについて

- 約42%の地域・業種で賃金レベルが下がった状況が継続・拡大すれば、かつての賃金下落、労務単価下落、利益下落、更なる賃金下落という負のスパイラルに陥りかねない。
- 技能労働者の賃金の引上げが労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつなげる好循環を堅持することが必要。
- 今後の公共事業量については、「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」(5カ年総額おおむね15兆円)により、一定の見通しが確保されている。

技能労働者の賃金の推移と他産業との比較



技能労働者の賃金水準の引上げの必要性

- 今後の担い手確保のためには、賃金上昇の継続が必要
- 特に若い世代には、技能と経験に応じて処遇が向上する姿を示すことが必要
- 建設業に関わる全ての関係者が、賃金引上げに向けてそれぞれ努力することが重要

(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

技能労働者の賃金引上げに向けた官民の取組(案)

事業量確保と着実な実施

- 5か年加速化対策等により、持続的・安定的な公共事業量を確保し、公共工事を着実に実施

ダンピング受注の排除

- 適正な予定価格設定の徹底やダンピング対策を強化
- 官発注、民発注問わずダンピング受注を慎む

技能労働者への適切な水準の賃金支払い

- 建設キャリアアップシステムなどを通じた技能と経験に応じた賃金支払い
- 労務費を内訳明示した見積書の活用促進
- 見積書の尊重
- 駆け込みホットライン等を端緒とした労務費設定等の調査・必要な指導

各団体における決議・申し合わせや会員企業への周知・徹底

その他賃金引上げに有効な取組

「歩切りの根絶」貫徹に向けた取組

- **平成26年品確法等改正**により**歩切り※は、品確法に違反することが明確化** ※適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするもの
総務省と連携して早期の見直しを要請し、**平成28年4月にすべての地方公共団体が歩切りを廃止(注)することを決定**
- 今般、**平成28年2月以来5年ぶりとなる悉皆調査を実施**。歩切りのおそれが判明した団体に対し、速やかに事実確認の上、**歩切りの根絶に向けて見直しを徹底する方針**

全1788団体 (47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

平成27年
1月の状況

(注)「歩切り」を行っている理由について 未回答の1団体を除いた状況。

設計書金額と予定価格が
同額である団体
1,031団体

端数処理等を行
っている団体
297団体

慣例、自治体財政の
健全化等のため「歩切り」
を行っている団体
459団体

平成28年
2月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
(同額とする予定の団体を含む)
1,528団体

端数処理等を行
っている団体
(端数処理等に変更予定の団体を含む)
252団体

「歩切り」
を行っている団体
8団体

平成28年
12月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,598団体 (同額とする予定又は見直す方向で検討中の**5団体**を含む)

端数処理等を行
っている団体
190団体
端数処理等に変更予定
の**1団体**を含む

「歩切り」
を行っている
団体
0団体

平成30年
10月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,669団体 (同額とする予定又は見直す方向で検討中の**3団体**を含む)

端数処理等を行
っている団体
119団体

「歩切り」
を行っている
団体
0団体

令和3年
2月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,672団体

端数処理等を行
っている団体
100団体

「歩切り」を行
っている
おそれのある団体
16団体

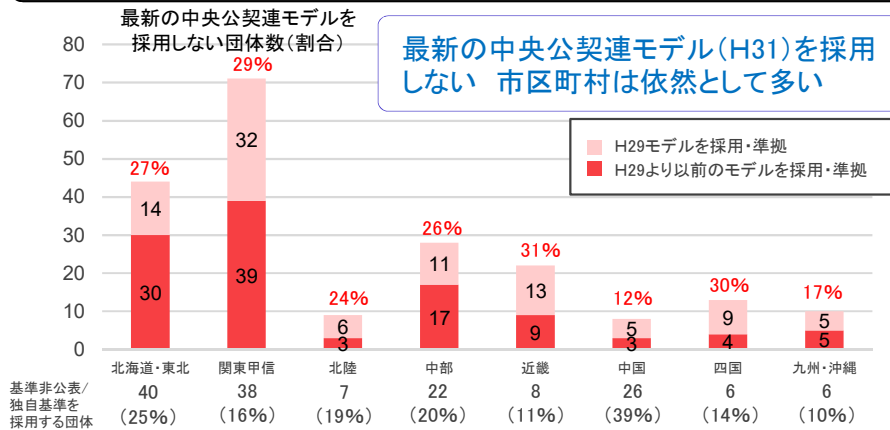
(注)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。
設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。

ダンピング対策のさらなる強化に向けた具体的取組

- ダンピング受注によって、公共工事の品質確保に支障となるおそれがあるとともに、担い手の育成・確保に必要な適正な利潤を確保することが困難となるおそれ
- 今後、都道府県公契連と緊密に連携し、自治体の見える化や個別働きかけなど、ダンピング対策を深掘りして強化

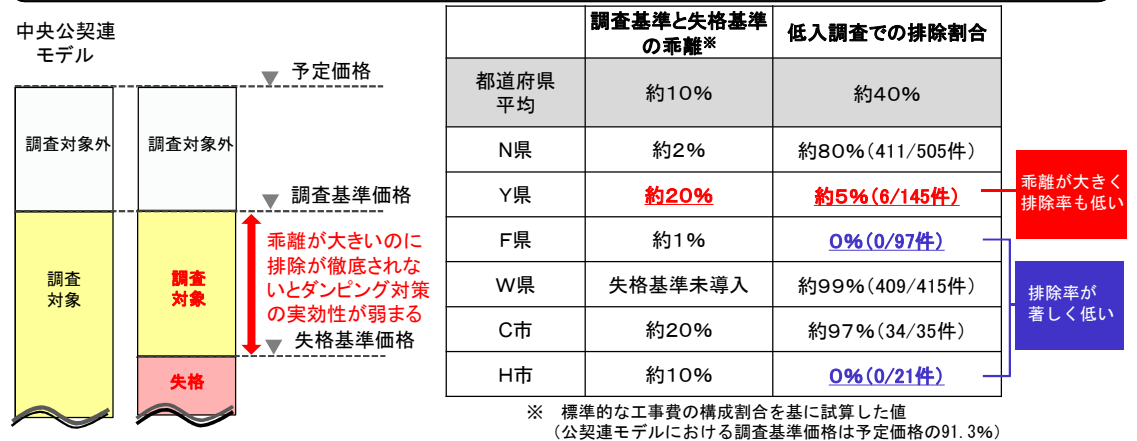
① 価格調査基準等を大きく下回る自治体の『見える化』

- 中央公契連モデルの基準を大きく下回る調査基準価格を設定している市町村等の基準を「見える化」し、個別に働きかけ
- ※ 独自基準を採用する団体についても、個別に精査し改善を働きかけ



② 低入札価格調査の適切な運用徹底（調査の実効性確保）

- 失格基準が調査基準価格を大きく下回る団体はできるだけ引上げ
- 調査基準と失格基準の乖離に比して、低入札調査の排除の実施状況が低い団体については個別にヒアリングし、改善を働きかけ



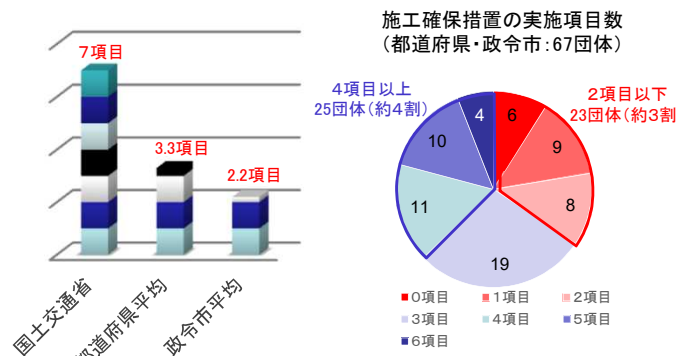
③ 施工体制確認型総合評価方式の活用促進

- 国土交通省直轄工事では施工体制確認型総合評価を採用※
- 各発注者の体制に応じて制度の活用を促進
- ※ 都道府県では9団体が導入、政令市では導入団体なし

評価点の配点割合	
調査基準以上で入札	<p>標準点100点 加算点40~60点</p> <p>← 施工体制評価点30点から減点方式※</p> <p>※施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点する</p>
調査基準以下で入札	<p>標準点100点 加算点40~60点</p> <p>→ 施工体制評価点0点から加算方式※</p> <p>※施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加算する</p>

④ 低入札価格を下回る受注における施工確保措置の拡充

- 低入札価格を下回る場合の施工確保措置の実施は自治体間でバラつき。
- ダンピング抑制の観点からも、更なる対策の活用を促進



1. 施工確保に関する取組
2. 技能労働者の賃金水準の引き上げ
- 3. 建設キャリアアップシステム**

「CCUS官民施策パッケージ」(R2.3.23)の進捗状況

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

令和5年度からの完全移行に向け、CCUS活用方式等の試行的実施を経て、令和3年度よりの本格実施。

- 令和2年度において、以下を実施。
 - CCUSと建退共電子申請方式の試行的実施 (R2.12月～)
 - 運用通知の発出・要領の改正** (R3.3)
 - 併せて、公共工事において**確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等の履行強化**、民間工事における**掛金納付・充当の徹底**を促進 (運用通知に明記)
- 上記を踏まえ、**令和3年度からCCUS活用を本格実施**
- 建退共の電子申請に係る**事業者手続きの更なる簡素化・円滑化に向けた検討実施** (R3年度～)

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- 社会保険の加入に関する下請け指導ガイドラインを改定済み (10月)
 - 労働者の現場入場時の社保加入確認において、CCUS活用を原則化

III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

国の直轄モデル工事や都道府県における加点評価など、公共工事における取組が確実に進展。

- 令和2年度において、以下の取組を実施。
 - 国直轄の一般土木工事 (WTO対象工事) において、**CCUS義務化モデル工事** (26件)、**CCUS活用推奨モデル工事** (25件) **を実施**
 - 営繕 (9件) においてCCUS活用推奨モデル工事、港湾・空港工事 (13件) においてもCCUS活用工事を実施
 - このほか、地元業界の理解を踏まえ、直轄Cランク工事においてもCCUS推奨モデル工事を試行 (**20都府県**)
 - 地方公共団体**において、積極的な取組を要請 (4月)。
 - 21県において企業評価を導入、他の全都道府県においても検討を表明**
 - 人口10万以上の全ての市区に対して直接ヒアリング等実施** (～3月)
 - 都道府県公契連を通じて市町村に対しても取組を要請** (2、3月)
 - 独法・特殊会社等に対してCCUS活用を要請。
 - UR都市機構、水資源機構、高速道路会社**において令和3年度より活用の方針。
- 令和3年度以降、段階的に**CCUS活用工事の対象を拡大**し、Iと連動して**公共工事等での活用を原則化**

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- CCUSのレベルに応じた賃金支払いの実現に向けた仕組みの検討
 - 先行の専門工事業団体等において、レベル別の賃金目安を設定済 (7職種)
 - 下請による職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映、元請による見積尊重の促進・徹底に向けて、「**標準見積書改定WG**」を開催 (R2.11～)
 - 令和3年度早期に結論を出し、**標準見積書を改定**
- 専門工事企業の施工能力見える化の本格実施 (R3.4～)**
 - 業種別の評価基準の策定に向け、見える化告示・ガイドラインを策定 (R2.4)
 - 6団体において**業種別の基準を作成・認定** (R3.3)

更なる利便性・生産性向上

- マイナンバーカード・マイナポータルとの連携
 - 技術的な調査及びCCUSのセキュリティ強化を実施 (年度内)
 - CCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化 (令和4～5年度)
- 建設業のDXに向けた環境整備の実施 (令和2年度一次補正)
 - 顔認証機能等の実装に向け、実証実験中 (11月～)**
 - 労務管理機能をはじめ、CCUSの機能拡張に向けた検討 (R3.4～)

○ 就業履歴数は順調に増加(R3. 2 月間約110万回)※

※2020年12月に初の100万回超え

○ 約7.3万の事業者※が登録

※一人親方を除く。一人親方を加えた数値は約9.5万事業者

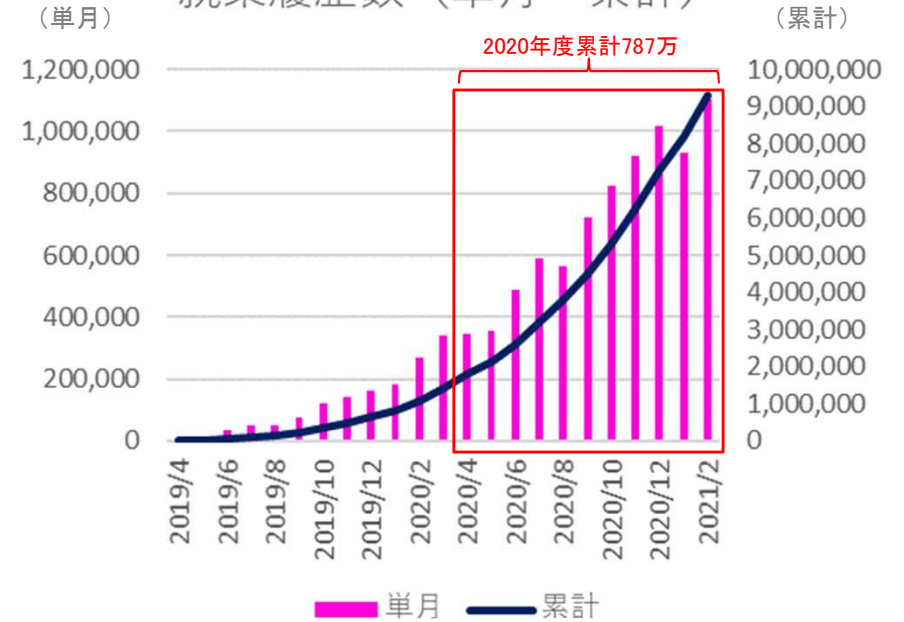
○ 約48.6万の技能者が登録

(参考)

	技能者登録	(参考)技能者数	事業者登録	(参考)建設業許可
全国	485,822人 (15.3%)	3,180,000人	95,369者 (20.2%)	472,473者

(注)技能者登録、事業者登録数はR3.2末時点
 技能者数は労働力調査(総務省)のR2元平均より国土交通省推計
 建設業許可数はR2.3末時点

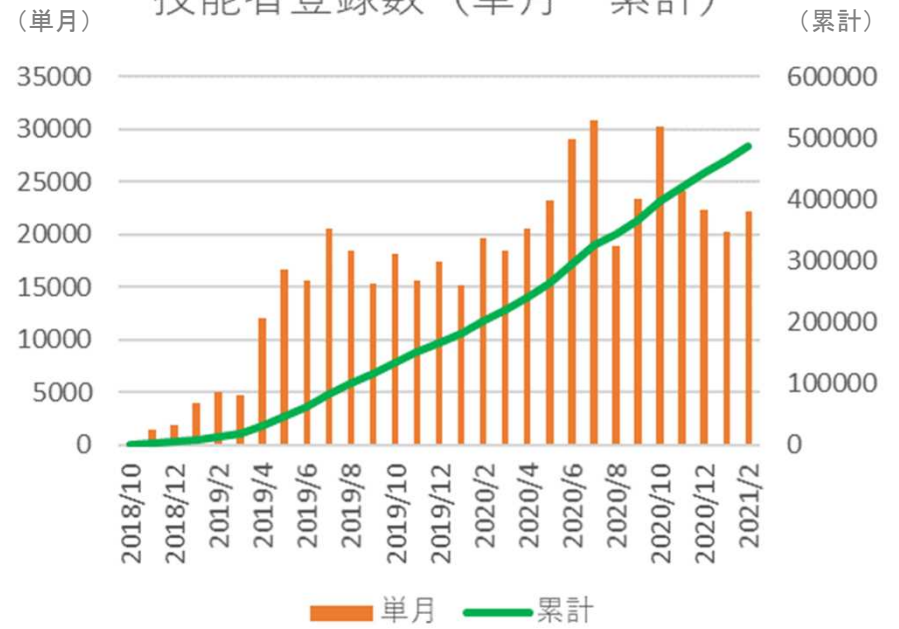
就業履歴数 (単月・累計)



事業者登録数 (単月・累計)



技能者登録数 (単月・累計)



- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

【一般土木(WTO対象工事等)】

○ CCUS義務化モデル工事

(全国で26件)

※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担

○ CCUS活用推奨モデル工事

(全国で25件)

○地元業界の理解がある**20都府県**において、**直轄Cランク工事でも活用推奨モデル工事を試行**

【営繕工事】

○ CCUS活用推奨営繕工事

(全国で9件)

【港湾・空港工事】

○ CCUS活用モデル工事

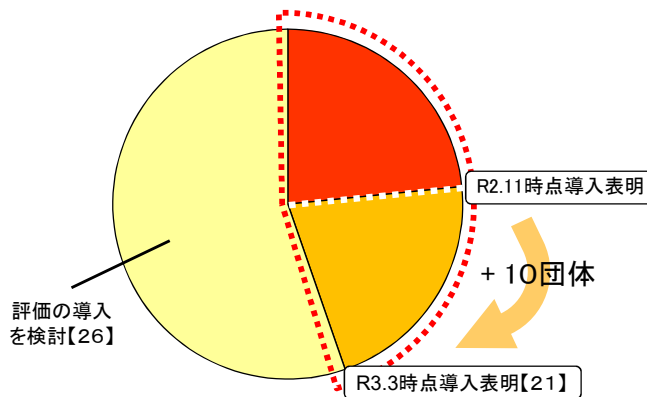
(全国で13件)

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

○**21県が企業評価の導入を表明、他の全ての都道府県も検討を表明**

【都道府県の導入・検討状況】



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施(3月末までに**全市区283団体**に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

○UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定(R3年度は20件程度の工事に適用予定)

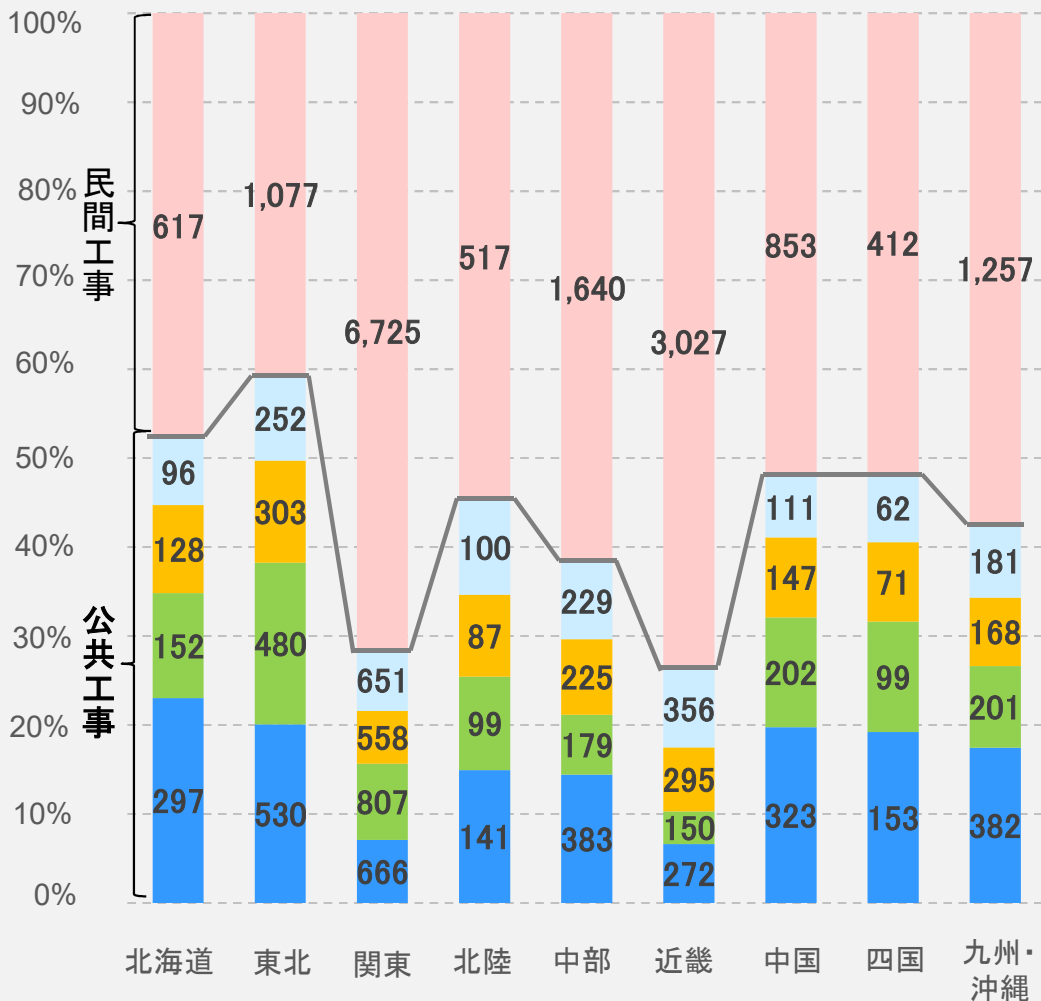
○水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施

○NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

公共工事等におけるCCUS現場利用の状況

発注者別の累計登録現場※数(ブロック別)

- 公共工事(国)
- 公共工事(都道府県)
- 公共工事(市区町村)
- 公共工事(その他)
- 民間工事

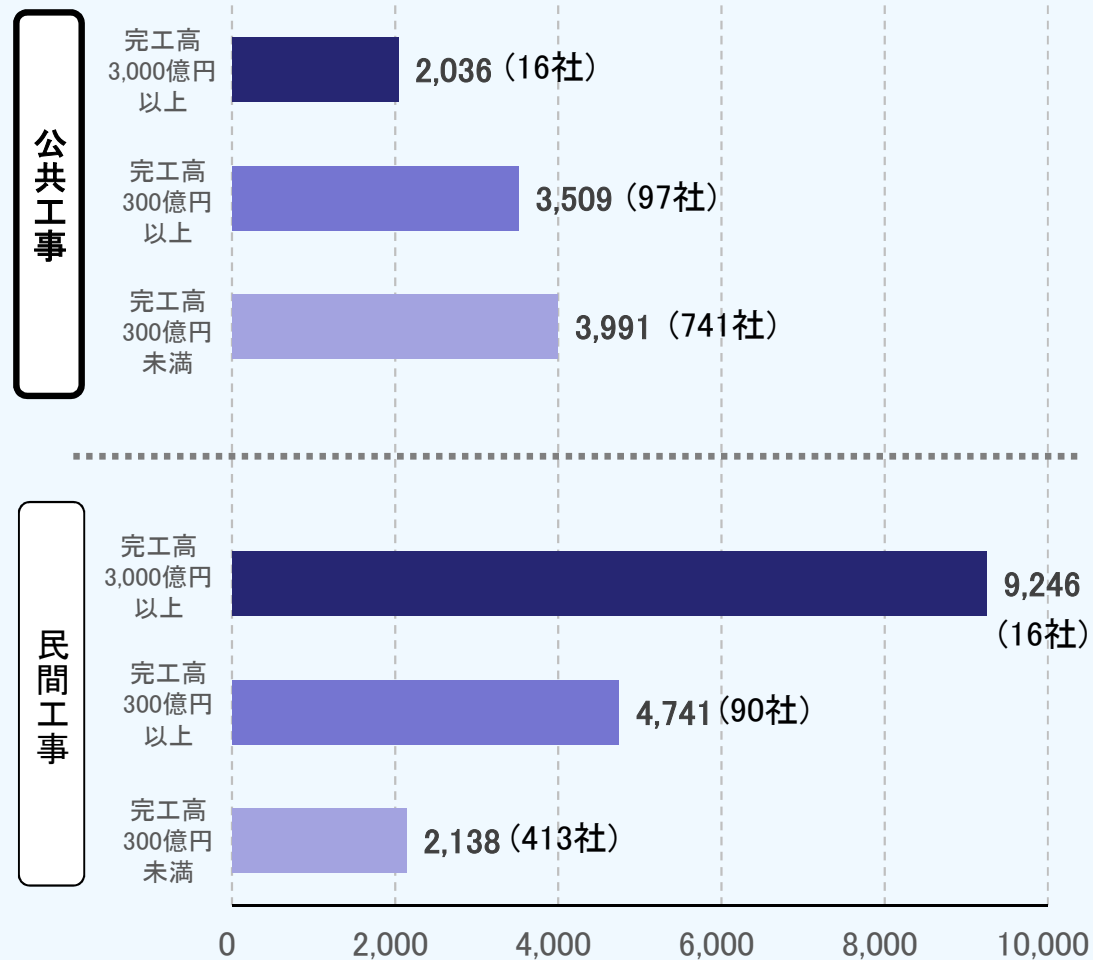


累計: (1,290件) (2,642件) (9,407件) (944件) (2,656件) (4,100件) (1,636件) (797件) (2,189件)

(注)上記のほか、戸建て住宅等の建築業者など数社により6,743現場が登録

完工高企業規模別の累計登録現場※数

(参考)建設投資額 公共:19.2兆円(約34%) 民間:36.8兆円(約66%)



(注)上記のほか、戸建て住宅等の建築業者など数社により6,743現場が登録

※CCUS上で現場登録を行い、カードリーダー設置等により就業履歴の蓄積ができる状態にある工事現場について、CCUS本格運用(平成31年4月)から令和3年2月末まで集計。

(出典)建設業振興基金、国土交通省調べ(令和3年2月末時点)
国土交通省「建設投資見通し(実質値)」(令和元年度建設投資見通し) 15

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**20都府県**で実施予定（他に4協会が検討中）
- 都道府県発注工事は、**21県**が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明
 広がりをさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		△	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府		△
岩手県		△	大阪府	●	△
宮城県	●	●◎	兵庫県	●	◎
秋田県		△	奈良県		△
山形県		△	和歌山県		△
福島県	●	◎	鳥取県		△
茨城県		△	島根県	●	△
栃木県	●	◎	岡山県	●	●(予定)
群馬県	●	●◎(予定)	広島県		◎(予定)
埼玉県	●	●(予定)	山口県	●(予定)	△
千葉県		△	徳島県		○(予定)
東京都	●	△	香川県		△
神奈川県		△	愛媛県		△
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県		○	佐賀県	○	△
福井県		●(予定)	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		△
長野県	●	◎	大分県		△
岐阜県	●	●(予定)	宮崎県	●	●◎(予定)
静岡県	●	◎○	鹿児島県	●	●(予定)
愛知県	●	△	沖縄県	●	△
三重県	○	●(予定)			

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況 (R3.3.30 現在)

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

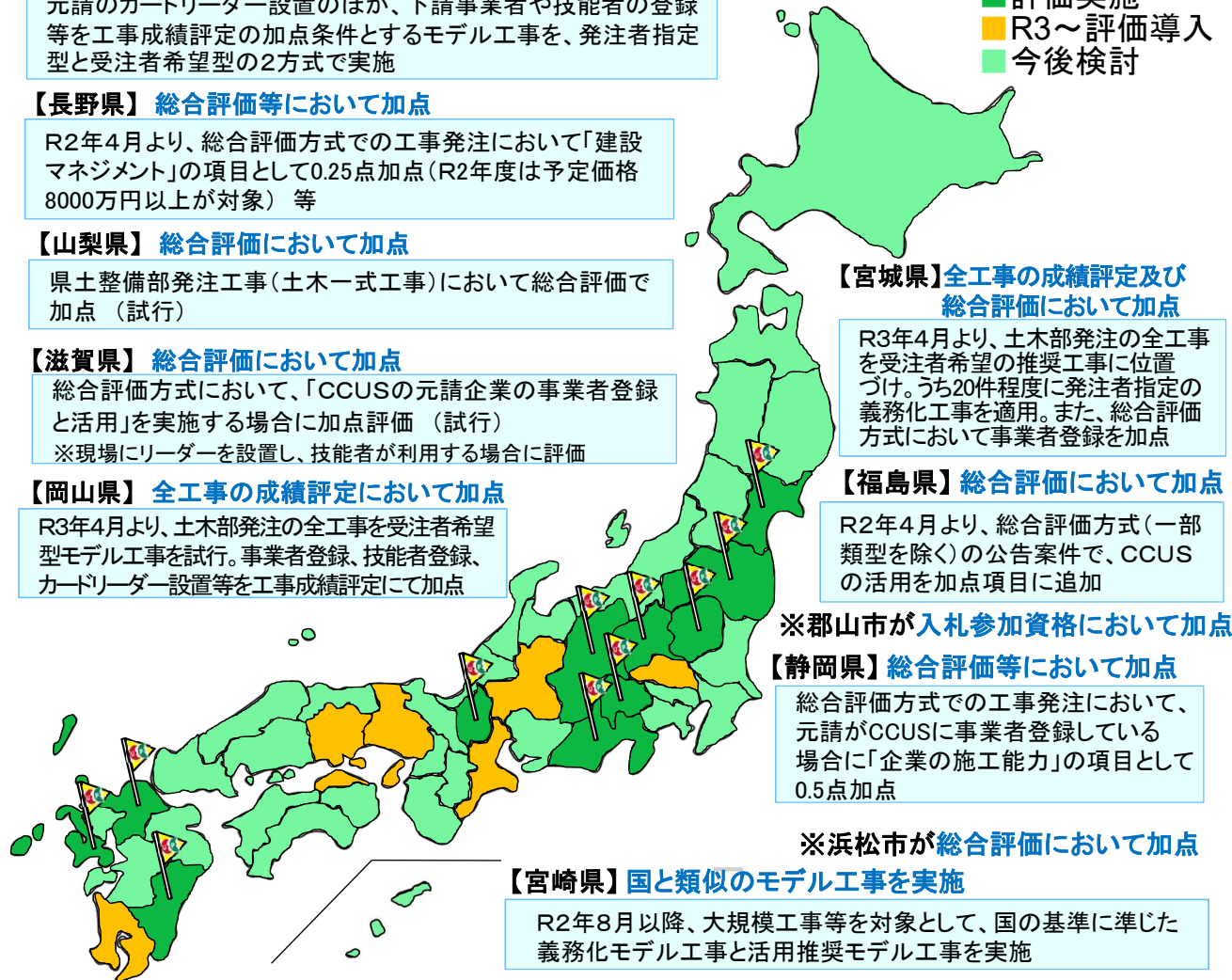
【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）
 ※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

- 評価実施
- R3～評価導入
- 今後検討



【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式（一部類型を除く）の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

※郡山市が入札参加資格において加点

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

※浜松市が総合評価において加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

※その他の市町村では、茅ヶ崎市が総合評価における加点を導入済 16

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※赤枠は令和2年11月以降表明されたもの

<都道府県工事での評価>

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- △ 検討中

※青枠は令和2年11月以降導入を表明されたもの
 ※赤文字は令和2年11月以降検討を表明されたもの
 国土交通省調べ 等